

(準用)

第四条 第二条第一項、第六条第一項、第七条及び第八条の規定は、法附則第二条第一号ハに規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。」とあるのは「(第七号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、第七条中「第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき」とあるのは「附則第三条に規定する基準に適合しないことが明らかとなったとき」と、第八条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。

2 第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条から第八条までの規定は、法附則第二条第一号ニに規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。」とあるのは「(第八号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、第三条第一項中「若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするとき」とあるのは「を変更しようとするとき」と、第七条中「第四条」とあるのは「附則第三条」と読み替えるものとする。

第五条 法第三十一条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所並びに法附則第二条第一号ハ及びニに規定する養成所の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

別表(第四条関係)

教育内容	時間数
生命倫理・動物福祉	三十時間
動物形態機能学	百二十時間
動物繁殖学	三十時間
動物行動学	三十時間
動物栄養学	六十時間
比較動物学	六十時間
動物看護関連法規	十五時間
動物愛護・適正飼養関連法規	十五時間
動物看護学概論	三十時間
動物病理学	三十時間

動物薬理学	六十時間
動物感染症学	九十時間
公衆衛生学	六十時間
動物内科看護学	九十時間
動物外科看護学	六十時間
動物臨床看護学総論	三十時間
動物臨床看護学各論	三十時間
動物臨床検査学	百二十時間
動物医療コミュニケーション	三十時間
愛玩動物学	六十時間
人と動物の関係学	三十時間
適正飼養指導論	六十時間
動物生活環境学	三十時間
ペット関連産業概論	三十時間
動物形態機能学実習	三十時間
動物内科看護学実習	百二十時間
動物外科看護学実習	九十時間
動物臨床看護学実習	六十時間
動物臨床検査学実習	六十時間
動物愛護・適正飼養実習	六十時間
動物看護総合実習	百八十時間
動物形態機能学	千六百五十時間
動物繁殖学	
動物病理学	
動物薬理学	
動物感染症学	
動物看護学概論	
動物医療関連法規	
公衆衛生学	
人間動物関係学	
動物福祉・倫理	
動物行動学	
伴侶動物学	
産業動物学	
実験動物学	
野生動物学	
動物内科看護学	
動物外科看護学	
動物臨床看護学総論	
動物臨床看護学各論	
動物臨床検査学	
動物臨床検査学	

動物医療コミュニケーション
動物形態機能学実習
動物内科看護学実習
動物外科看護学実習
動物臨床看護学実習
動物臨床検査学実習
動物看護総合実習